

平成21年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成21年11月2日(月)午前10時00分～

2 開催場所 5A会議室

3 出席者

(1) 委員 A

B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

会 長 [開会]

会 長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第1回個人情報保護運営審議会を開会いたします。

今日は案件が1件だけです。実施機関の御説明を頂いた後で、内容について審議したいと思います。

それでは、平成21年度諮問第1号「電子計算組織の結合について」、実施機関より御説明を頂きたいと思います。

[実施機関(生活安心課)による説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから、今の御説明に対しまして質問等ありましたらお願いしたいと思います。

E委員 個人情報についてですが、入力した地方公共団体以外は見るできないということですね。例えば宇都宮市で相談した相談者が、県にも相談したということがあり得ますよね。その場合に、県で相談した部分の個人情報は宇都宮市等では知ることができるのですか。個人情報は一致しているわけですけれども、どうですか。

実施機関 県で相談を受けたものについては、宇都宮市では見ることはできません。逆も同じで、市で相談を受けた情報については、県では見ることはできません。

ん。

E委員 要するに完全に独立していて、その相談を受けた場所からしか、相談事案の個人情報にアクセスできない、他の場所からは、個人情報を見ることはできないということですね。

実施機関 その情報を送った当該市町村以外は、個人情報を見ることはできません。

E委員 同じ個人の場合であっても。

実施機関 はい。

E委員 わかりました。

会 長 その他はいかがでしょうか。

B委員 別紙5に、検索できるデータ一覧があって、中に「地域コード」というものがあるのですが、この地域コードは、どれくらいの広さを想定しているのですか。

実施機関 これは、市町村単位です。

B委員 それから、このパイオネットに接続し、送付する情報なのですが、消費者安全法の第12条第1項に規定する重大事故等の発生に関する情報については、例えば湯沸かし器問題とか、世間をにぎわせたような消費者被害のことを想定して、当然送付の対象になっているわけですが、実際には、第12条第2項に規定するそれ以外の消費者事故等の方が、むしろ問題になる数としては圧倒的に多いのだろうと考えられるわけです。第12条第2項に規定する消費者事故等とは、どの程度の範囲を想定しているのでしょうか。

実施機関 ここで言っている消費者事故等については、消費者安全法で定義が与えられているのですが、消費者事故が重大事故よりも広い概念になっておりまして、いわゆる製品事故、食品事故、さらに通常の消費生活で受けているような悪質商法、財産被害も含めて消費者事故と呼んでおります。非常に広い概念です。

B委員 この別紙5の、検索できる主なデータ一覧の中身を見ますと、どちらかというと、生命、身体の危険を想定しているような内容が並んでいて、悪徳商法とか取引被害とかをあまり想定していないのではないかと読めなくはないのですが、必ずしもそうではないですか。

実施機関 そうですね。財産被害、悪質商法対策では、この、検索できる主なデータ

一覧の項目のうち、相談概要の部分を、最も多く検索して見ることとなると
思います。他の市町村において、ある特定の手法で消費者被害があったとし
て、本県でも類似の事案があった場合、相談概要の部分から、こういうパタ
ーンであるなど認識できると考えております。

B委員 そうすると、このパイオネットに接続する件数は、かなりの数になると想
定されておられるわけですね。消費相談員1人に対し1個ずつ、端末が用意
されているということなので、データの入力数は多いということですよ
ね。わかりました。

会 長 そのほかはいかがでしょうか。

資料の7(1)の県内の状況のところでは、予定という言葉が使われています
けれども、この県内12市は、これから検討するという意味なのですか。

実施機関 現在県内には14市ありまして、那須烏山市はまだ未設置なものですから、
宇都宮市を入れて13市が対象となっております。最終的に県へ報告する時
期がまだ先ですので、各市担当課にヒアリングし、オンライン化を検討して
いるとの回答を得たものですので、予定と記載しております。

会 長 資料の7(2)は、いつの時点の数字でしょうか。

実施機関 7月15日現在です。

会 長 委員の方、他には何かありますでしょうか。

C委員 このデータは、消費生活センターで相談を受けたもの全てを入力している
ものなのでしょうか。

実施機関 平成20年度実績で4,850件ですが、この全てを入力しています。今
後は、仮に悪質商法を行っていたとして特定の業者名がわかりますと、その
業者名を入れることによって、宇都宮市、県内という形で相談件数が出てき
まして、行政指導の対象とする等という形で利用するようになります。

C委員 わかりました。

会 長 今日の諮問とは直接関係ないかもしれないのですが、4,850件
というのは、平成20年度の数字ですか。

実施機関 はい。

会 長 例えば5年単位、10年単位で見ると、相談件数は急増しているというイ
メージでよろしいのですか。

実施機関 一番多かったのは平成16年度になりますが、この時点では7,000件を超えておりました。裁判所へ訴えるぞという架空請求の葉書が、一般家庭に届くケースが多かったものですから。その後、全国的に消費者啓蒙が進み、また、業者等の取り締まりをしまして、かなり件数は減ってきていますが、宇都宮市で申しますと現在年4,850件で、毎年200件前後ずつ伸びております。来年度は、共通ダイヤルの導入等、いくつかの要素からして、年間5,000件を超えると思っております。

B委員 4,850件全部というと、例えば多重債務の相談もかなりあるのではないかと思いますけれども、それも入力されるということなのですか。

実施機関 はい。

B委員 一債務者あたり、貸金業者が何件かあるわけですけれども、一々その業者を入力されるということになるのですか。

実施機関 はい。入力項目が全体で約200あります。一案件につき、実際に入力するのは50項目程度になるのですが、今現在、多重債務の相談数が全体の約25%になっておまして、これらについては全て入力しております。

B委員 これは諮問とは関係ありませんが、そこまで入力する必要はないのでは。

実施機関 多重債務問題について、平成19年度から国が積極的に取組を始めまして、本市においてもその専門窓口をつくりました。1か月に約100件の電話相談があるものですから、年間1,000件を超える件数が多重債務案件になっております。

会 長 他はいかがでしょう。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、質疑はこれで終了させていただきます。

[実施機関（生活安心課）退室]

会 長 それでは、今御説明いただきました諮問第1号につきまして、御審議いただきたいと思いますが、御意見いただいでよろしいでしょうか。

電子計算組織の結合を行って差し支えないのか、あるいはいろいろ差し支えがあって行わないほうがいいのかという判断になるかと思いますが。

E委員 これまでも間接的にはデータを送っていたわけですね。今回は、個人情報データも一緒に送られますが、それについては入力した場所からしか見る

ことができない。一番心配していたのは、ある特定の個人の情報があちこちから入力された場合に、他の場所の情報まで見ることができるかということだったのですが、それはないということです、やむを得ないのかという気はいたします。

会 長 ありがとうございます。

 他の方はいかがでしょうか。

B 委員 基本的には賛成です。消費者庁が設置された目的にかないますし、国策の一環としてこういうことがなされるわけでしょうから、それはいたし方ないのですが、先程、多重債務者の入力まですると説明されていたのですけれども、貸金業者を1件1件入れるということについては、そこまでする必要はないのではないかなと思います。運用の方向として、そこまでやる必要があるのかなということについては、若干疑問ではあるのですけれども、基本的には賛成いたします。

C 委員 個人情報保護に関するセキュリティ面が、非常にきちんとしていることが、この電子計算組織の結合概要という資料で良くわかりましたので、進めていって頂き、消費者庁が機能して、いろいろなところで消費者問題が発生しないことの一助になれば良いと思いますので、賛成いたします。

D 委員 私も基本的に賛成いたします。このような形で電子化することによって、効率性を求めているとのことですが、例えば資料2頁目の最下行から3頁目にかけて、データの修正・追記、通知の効率化ということで、例えば伝送後の相談情報の修正追記などは軽減されると書いてありますが、修正箇所があるのであれば、ぜひきちんと修正作業等を行っていただきたいと思えます。

 個人情報に関しましては、外部には出さないということで、基本的には賛成いたします。

会 長 そうしますと、今4人の委員の皆さんから基本的には賛成するという御意見を頂きました。私も基本的には同じ意見ですので、全体として、承認することによってよろしいでしょうか。

 E委員、何かありますでしょうか。

E 委員 今D委員のおっしゃった、資料2頁目の最下行から3頁にかけての、附帯

業務が軽減されるというところは、どういう意味なのでしょう。

事務局 ここは事務局から補足させていただきます。例えば多重債務者関係の相談であれば、宇都宮市で何月は何件という集計を行い、報告したとします。ところが、何らかの問題で10件少なく報告してしまったときに、後で修正して再度報告するわけなのですけれども、その作業は、まず本市の元の相談情報を書き直し、それを再集計して、フロッピーディスクに入れてデータを送っていたというものでした。今後は、本市の端末から、一番元の相談情報さえ修正してしまえば、あとは、国民生活センターのサーバで集計作業等が自動的になされて、国に集計報告がなされると、このようなことを言いたかったということです。

E委員 要は、個別の正しいデータを全部送ってしまえば、国で集計してくれるから、集計作業が必要なくなるということですね。

事務局 そうです。そのような再集計を指示されたことが何回かあった模様です。例えば耐震偽装問題や、ブランド関係でいろいろな問題が浮上した際に、何件なのかよく調べて報告しなさいという指示があったとのこと。

E委員 一番は仕分けの解釈の違いでしょう。

事務局 そうです。本市はこちらの種類の問題だと思っていたところを、国から、それは違う、こちらの種類の問題だとして指摘を受け、再集計、報告せよと指示されたということです。

E委員 要は、全国統一で、どのように仕分けするかという解釈の違いだから。

事務局 そうなのです。国から解釈基準が連絡されてきます。

会 長 1つ確認なのですけれども、諮問第1号を今日、承認したとして、別紙3の個人情報の取扱いに関する覚書は案となっていますよね。この文面については、事務局や実施機関にお任せするというので良いのですか。それとも、これについても本審議会で確認が必要なのでしょうか。

事務局 この覚書についてですが、この内容の大きなところは変わらないと事務局や実施機関は考えております。本日、諮問第1号を御承認頂けるのであれば、この覚書の文言の若干の修正の確認については、事務局にお任せいただければと考えております。全国共通の覚書案ではありますが、例えば誤字と思われるものがまだ存在しております。

E委員 「第9条（事前承認等）」とありますが、これは「第8条（事前承認等）」とすべきところなどですね。

事務局 そうです。

会長 そうすると、覚書が案から確定のものとなるのはどの段階ということになるのですか。

事務局 3月半ばを予定しております。

会長 その時点で事務局の方で最後の確認をされるということですか。

事務局 はい、いたします。

会長 それでは、今日の諮問第1号につきましては、承認ということですので、その方向で答申書を作成するという事でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのような手順で進めていきたいと思えます。

本日の審議事項は以上ですが、その他として委員の皆様から何かありますでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

特にないようですので、事務局のほうから何かありますでしょうか。

事務局 特にございません。

会長 それでは、本日の審議会の議事録につきましては、後日準備ができ次第郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これで審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。